

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 5 日

令和 2 年 1 1 月利用予定団体代表者 様

国立山口徳地青少年自然の家
所長 森山 都留男

施設利用時における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願いについて（依頼）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度は、ご利用予約をいただき御礼申し上げます。

さて、本所では新型コロナウイルス感染拡大防止のための対策を講じながら、5月25日から開館しております。

つきましては、別紙「感染拡大防止のためのお願い」の内容についてご一読いただき、予防対策へのご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、地域における新型コロナウイルスの感染状況により、活動日時や内容等を検討することも予想されますので、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく本所までお問合せください。

(本件担当)

国立山口徳地青少年自然の家

事業推進係長 黒田雅秀（くろだ まさひで）

企画指導班班長 日下部辰徳（くさかべ たつりのり）

TEL：0835（56）0113

FAX：0835（56）0130

(別紙)

感染拡大防止のためのお願い

1. 入所前におけるお願い

入所日の朝に、次の症状がないか入所予定の方全員に確認いただき、次の症状に該当される利用予定者は、静養を第一にされ、ご利用を見合わせていただきますようお願いいたします。

- ① 37.5度以上の発熱がある場合
- ② 平熱比+1度以上の発熱がある場合
- ③ 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある場合
- ④ 軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
- ⑤ その他体調が優れない場合

なお、入所日からの過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国や地域へ訪問したことがある利用予定者についても、ご利用を見合わせていただきますようお願いいたします。

2. 活動時のお願い

- ① マスクを着用（フェイスシールド可）
- ② 手洗い・うがいの励行（活動中、活動後含む）
- ③ 感染拡大防止を意識した活動環境づくり
 - ・近距離での会話や発声の回避（活動内容の見直し）
 - ・人との距離が近くなるよう活動場所と人数の調整
 - ・定期的な換気（1時間に1回程度）
 - ・宿泊棟の清掃と換気（退所日は窓を開けた状態の退所点検）
- ④ 朝のつどい、夕べのつどいは当面中止
- ⑤ 校旗等を持参して掲揚及び降納の活動中止

3. 食事におけるお願い

- ① 手洗いの励行
- ② ご飯・汁物の取り分けは引率者が行うこと（引率者の手指消毒用のアルコールは準備しております）
- ③ 飲食時以外、マスクを必ず着用すること（おかわり時含む）
- ④ 対面にならないよう間隔を空けて着席
- ⑤ お願いしている時間内での食事及び退室

4. 入浴におけるお願い

できる限り少人数に分けて入浴いただくようお願いいたします。入浴時間は、なるべく余裕をもって入浴できるよう調整します。

なお、浴室のロッカーにつきましては、人との距離が近くなるように一部使用の制限をさせていただきます。

5. 宿泊棟の割振りのお願い

宿泊棟は通常どおりの定員で運営し、利用者数に応じて割り振りを行いますので、男女別々の棟になるように配室をお願いします。

宿泊棟	通常定員
鳥の棟 (うぐいす, もず, つぐみ, ほととぎす, きじ, ひよどり)	24人
木の棟 (ひのき, あかまつ, ぶな, もみ)	40人又は38人
リーダー棟	10人
ファミリー棟	6人
セミナー棟	15人

※リーダー棟、ファミリー棟、セミナー棟は引率者の打合せ部屋として割り当ていたします

上記の表のとおり通常定員で運営をいたしますが、新型コロナウイルス対策として、寝具を通常の畳間に加えて板間も使用し、間隔を最低50cm程度空けて、配置しています。なお、寝具は、下記(1)写真のとおり敷いたままにしておりますので、退所の際は設置されていたとおりに畳んで退所点検を受けてください。

また、枕の位置についても、下記(2)の図のとおり互い違いに配置し、頭の位置が隣り合わせにならないよう配慮いたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 宿泊棟の状況



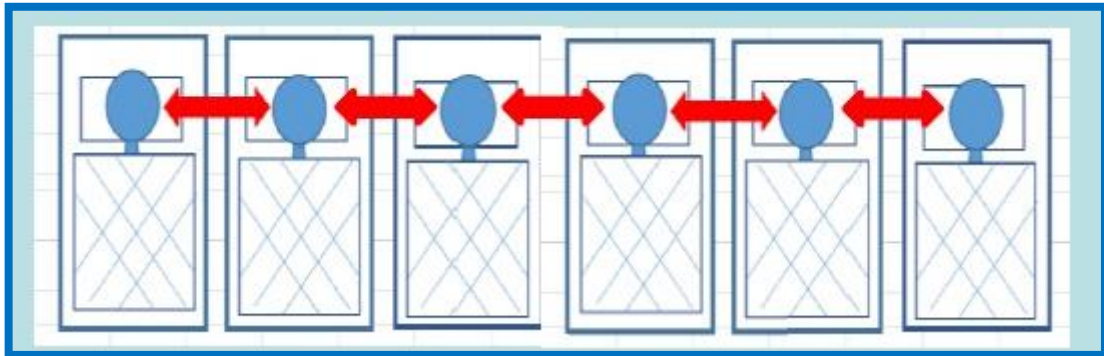
(木の棟)



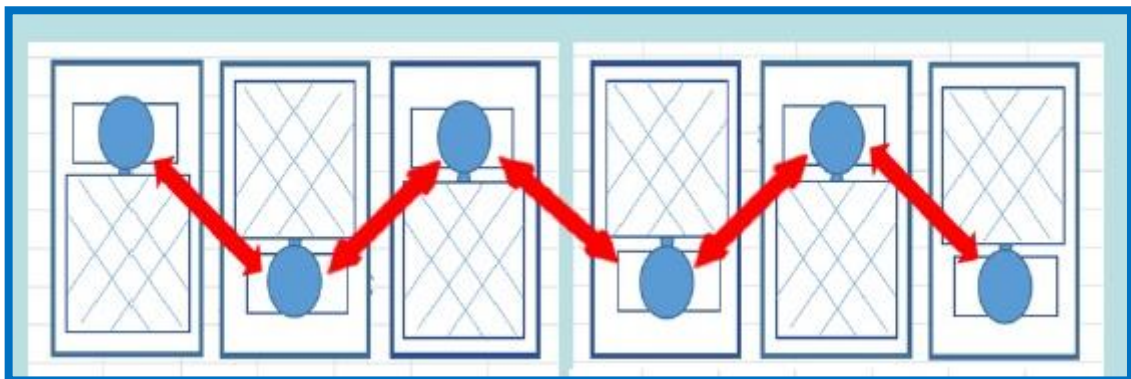
(鳥の棟)

(2) 枕の配置

(通常配置図)



(ウイルス対策用配置図)



6. 検温のお願い

利用者に「体温計」をご持参いただき、利用期間において朝晩の検温を2回実施し、引率者による確認をお願いします。

7. 体調不良者が出た場合のお願い

異常があった場合は、事務室に連絡をお願いします。発熱（ 37.5°C または平熱から 1°C 以上の差）が確認された場合は、医療機関への受診や自宅療養等の対応をお願いします。

8. 冷茶・冷水の給水について

通常は7時30分から19時20分までの間、食堂において冷たいお茶・冷水を自由に水筒に給水することができますが、当面の間提供を中止しますので、利用者各自で飲料水をご持参ください。

なお、本所には冷蔵庫の十分な準備はございませんので、持参された飲料水の冷却を希望する場合には、給水用のジャグ（10ℓ）を1団体につき2台程度貸し出すことは可能です。冷却用の氷につきましては、入所日の10日前までに活動教材注文票で注文いただきましたら、本所の食堂売店で購入することができます。

また、熱いお茶の提供は通常どおり食堂で提供します。

9. 本所バスの利用について（希望団体について）

（1）バスの定員の変更について

バスは1日1団体のみが原則となっていますが、近距離での会話など3密回避の観点から、弊所送迎バス定員を一時的に以下の条件での運行といたします。

- ① 中型バスの定員：（通常）45人 → （変更後）30人
- ② マイクロバスの定員：（通常）28人 → （変更後）15人
- ③ 30人以上の団体については、中型バスとマイクロバスの2台運行とさせていただきます。

※ 高速道路を利用の団体様で③に当てはまる場合は2台分の高速利用料金が必要になりますので、ご了承ください。

※ この条件に当てはまらない場合（15人だが大きいバスにしてほしいなど）ありましたらご相談ください。

※ こちらから、確認の電話等はいたしませんので、上記の基準に基づいて準備をお願いいたします。

（2）バス運行に係る休憩の考え方について

バスでの移動中の休憩については、30分～40分での休憩をお願いいたします。なお、休憩時は窓をすべて開けて全員降車するように指示をお願いいたします。また、走行中は窓を少し開けての運行となります。

つきましては、到着時刻に多少の余裕を持った行程を組んで「バス運行表」の提出をお願いいたします。

- （例）山口市内からの運行：（通常）休憩なし→（変更後）「道の駅 仁保の郷」で休憩
下関市内からの運行：（通常）美東SAで休憩→（変更後）王司PAで休憩，美東SAで休憩

10. 退所後におけるお願い

退所日から2週間以内に、ご利用いただいた方に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は本所へのご連絡をお願いいたします。

11. 新型コロナウイルス対策に係る弊所の運営ポリシー

（1）生活に関する対応について

- ・ 活動部屋や宿泊棟等の利用者の手が触れる可能性のあるドアノブや照明のスイッチ等については、入所がある日は毎日職員で消毒を実施します。
- ・ 事務室・売店・食堂にて対応する職員はマスクを着用し、対応します。
- ・ 食堂については、できる限り時間の重複がないように時間割振りをします。
- ・ 食堂の運営に当たっては、しゃもじ等はこまめに交換を行い、椅子等も離れて食事がとれるようにします。
- ・ 団体が入所している間は、看護師もしくはファーストエイドの資格を持った職員を常駐（夜間除く）させます。

(2) 活動プログラムについて

- ・ 現在、受入を中止している活動プログラムはありません。
- ・ 活動プログラムの指導・対応する職員はフェイスシールドもしくはマスク（一部ゴム手袋）を着用して対応します。また、指導・対応にあたる前に手指のアルコール消毒を実施します。
- ・ 活動で使用する部屋の人数を制限させていただくことがあります。人数によっては活動場所を分けて実施させていただくこともあり、日程表提出後の調整時に相談することがあります。
- ・ 貸出物品は返却後に職員で消毒を実施し、次の団体への貸出を行います。

(3) 徳地アドベンチャー教育プログラム（以後TAP）

- ・ TAPは3密を避けて実施することが難しい活動です。3密を完全に避けた内容でのTAP実施の希望はお受けいたしかねます。それをご理解いただいた上で以下の点を参考に、実施の判断は団体の方でお願いいたします。
- ・ 活動始めの全体での説明は行わず、各活動場所でグループごとに行います。
- ・ 指導員（ファシリテーター）は、フェイスシールドを着用して指導にあたります。
- ・ 天候がよければ、できる限り屋外で活動を行います。
- ・ 適宜、手洗い・うがい・手指のアルコール消毒・換気の時間を設けます。
- ・ 密接・密集の度合いが高くなることが予測される活動は、できる限り避けてアクティビティを選択します。その際、グループの引率者の方と相談・協議しながら進めていきます。
- ・ 道具を不特定多数の参加者が使いまわすことが予測される活動は避けてアクティビティを選択します。また、使用した道具は、活動後に職員で消毒を実施します。
- ・ エレメントの一部は、3密を避ける観点から使用できないものがあります。

12. 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ」のインストールについて

本所をご利用いただく前に引率者におかれましては厚生労働省が提供しているスマートフォン向けアプリ「新型コロナウイルス接触確認アプリ」のご活用を推進しております。

以上の対応をとっていきますが、団体様のご協力なしに、安全安心の環境を作り上げていくことはできません。利用にあたっては、色々とお不便をおかけするかと思いますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。